

自主的避難等対象区域（伊達市霊山町）から避難し、平成23年11月に居住制限区域（飯館村）から避難していた申立人妻と結婚した申立人夫について、結婚後は避難指示区域からの避難者に準じるとして、同月分から平成28年1月分までの日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例。

1267

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2及び同X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（旧商号：東京電力株式会社）（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1 申立人X1について
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）
（期間 平成23年11月18日から平成28年1月31日まで）
- 2 申立人X2について
精神的損害（日常生活阻害慰謝料増額分）
（期間 平成23年8月1日から平成28年1月31日まで）
- 3 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金6,962,800円の支払義務があることを認める。

【内訳】

- 1 申立人X1について
精神的損害（日常生活阻害慰謝料） 金5,100,000円
- 2 申立人X2について
精神的損害（日常生活阻害慰謝料増額分） 金1,660,000円
- 3 本件和解仲介に関する弁護士費用 金202,800円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用、

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年4月24日

（仲介委員 松本佐弥香）